

本県議会における検討課題（案）

県議会議員に対する報酬等の額及び支給方法は、「県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」で定められているが、現状は、長期欠席議員に対する報酬等の減額の規定はない。

このため、長期欠席議員に対する報酬等の支給の見直しについては、次の事項を検討することとする。

1 欠席の期間

どの程度の期間を「長期欠席」と定義するか。

2 欠席の対象とする会議

会議は、本会議、委員会等あるが、どの会議を欠席した場合を対象にするか。

3 減額率

どの程度を減額するか。

4 適用除外

適用除外はどうするか。（減額の対象から除外する欠席の理由）

5 減額する月

いつからいつまで減額するか。

6 期末手当への反映

減額は報酬だけでよいか。期末手当にも反映させる必要があるか。